



学校法人 明治薬科大学

## ～維持員の資格取得条件を大幅に緩和～

### これを機に、母校を応援してください

学校法人明治薬科大学の経営は、他に類を見ない「維持員制度」により支えられています。全国の維持員の中から、4年毎に選挙を通じて評議員を選出し、さらに評議員から理事を選任して、その理事が学校法人の経営にあたる仕組みとなっています。

しかしながら、昭和59年には2千名を超えた維持員数も平成29年3月現在では9百名程度にまで減少し、さらには75歳以上の維持員がその6割以上を占めるなど、法人経営の将来を憂慮すべき状況となっております。

その原因は色々あると思いますが、ひとつには、若い方々にとって維持員資格取得条件（寄付金額）のハードルが高いとの意見が聞かれておりました。そこで今般、下記のとおり、条件を大幅に緩和し、より多くの卒業生が維持員となることで、母校の発展に協力していただきたいと考えました。卒業生の皆様には、ぜひともこの機会に維持員となっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、すでに維持員となられている諸先輩方におかれましては、『維持員制度』の厳しい現状に鑑み、何卒ご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



奥山 徹

学校法人明治薬科大学  
理事長

改訂

### 維持員資格取得条件が緩和されました。

維持員資格取得条件は、「明治薬科大学基金への寄付が10万円以上」とする。  
なお、維持員資格取得後も、積極的に寄付をお願いする。

本改定は、平成29年4月1日より施行する。(注)平成29年3月末までは、寄付金額は「30万円以上」でした。

#### 維持員の資格を 取得するには

- 本法人の功労者、本学卒業者、法人に3年以上勤務した教職員等が資格取得申請することができます。
- 法人が募集している明治薬科大学基金に10万円以上を納めていただきます。  
(注)いただいたご寄付は「学校法人への寄付」として税制上の優遇措置を受けることができます。

#### 維持員特典

- 評議員選挙への参画を通して、大学経営に関与することができます。
- 維持員の子または孫が明薬に入学されたときに、恩田剛堂特別奨学金を受けられます。
- 本学の薬剤師生涯学習講座の一部のコースの受講料が免除されます。

今後も維持員特典をさらに充実させていく予定です。



# 明薬の出身者＝維持員が経営を支えています。

学校再興のために  
全国巡歴される  
恩田重信先生

## 明治薬科大学の維持員制度とは――

明治薬科大学は明治35年に創立された学校ですが、大正12年の関東大震災により校舎が焼失し、本学は廃校の危機に瀕しました。この時、創学者・恩田重信先生は「出身者の力を糾合して、母校の再興を計る以外に手段はない」と決心され、自ら草鞋をはいて全国を巡歴し、学校再興の資金調達に奔走されました。これが本学維持員制度の原点です。

また、恩田重信先生は、「今後の明薬は、母校愛に燃えた出身者諸君が責任の地位について経営の任に当たってこそ将来性がある」と述べられました。

学校法人明治薬科大学経営の最大の特徴は恩田先生のこの言葉を継承した「維持員制度」にあります。本学寄附行為施行規則第18条では、「維持員は、人格、識見ともに卓越し、物・心両面からこの法人の経営に参画し、法人の将来の発展に寄与するものとする。」と定めています。全国の維持員の中から、選挙を通じて評議員を選出し、さらにその評議員から理事を選任して、その理事が学校法人の経営にあたるのです。



# History

### 今回の改定に伴う特例措置

#### 現維持員には維持員推薦権を付与

##### <特例措置>

以下の「推薦者」に該当する者には、1名の維持員推薦権を付与する。また、被推薦者、特例措置の期間は、以下のとおりとする。

(推薦者) 推薦できる者は、以下の「1」または「2」とする。

1. 平成8年6月11日の定時理事会決定に基づき、本学に30万円以上を寄付し、所定の手続きを経て、維持員となった者。
2. 平成8年6月11日の定時理事会決定に基づき、推薦枠により維持員となった者であって、維持員となった後に本学へ総額30万円以上の寄付をしている者。

(被推薦者) 推薦される者は、以下の「1」または「2」とする。

1. 本学卒業生
2. 本法人に3年以上、現に勤務している者。

##### (特例措置の申請期間)

推薦者が推薦できる期間は、以下のとおりとする。  
平成29年9月1日～平成30年8月31日

(注)平成8年6月11日の定時理事会決定事項：「本日付で維持員資格取得費を30万円とすること及び3年間の分納を認めること、既に60万円を納付して維持員となった者に1名の推薦枠を付与することを承認決定。」

### 明治薬科大学の生い立ち

#### 明薬は「医薬分業」の草分け

明治33年、帝国議会に「医薬分業法案」が提出されましたが、「日本は医師の数に比べ薬剤師の数が少なすぎる。現状では分業を実施しようとしても成り立たないだろう」という反対演説により否決されました。この時、創学者・恩田重信先生（東京帝国大学医学部製薬学科卒）は「分業の実現には薬剤師の増員が不可欠。ならば薬剤師を養成する教育機関をつくろう」と決意され、明治35年、「東京薬学専門学校」を開校しました。これが明治薬科大学の出発点です。すなわち、明治薬科大学は「医薬分業の草分け」と言えます。

本学では附属薬局を設置し、より優れた薬剤師及び薬学研究者の養成教育の一翼を担うとともに、地域の医療・社会福祉にも貢献しています。



東京薬学専門学校時代に  
録音された校歌レコード



第一回卒業生

維持員について  
お問い合わせ先



学校法人明治薬科大学 法人課  
〒204-8588 東京都清瀬市野塩 2-522-1  
電話 042-495-8807 (直通)  
FAX : 042-495-8674 e-mail : hojin@my-pharm.ac.jp



未来の  
みらいは、  
いま選ぼう。

